

粉じん作業特別教育のご案内

一般社団法人栃木労働基準協会

近年、粉じん職場における作業環境管理・作業管理・健康管理の一層の徹底が求められていることから、当協会では、労働安全衛生法第59条第3項の規定に基づく標記の特別教育を、下記により開催することといたしました。

つきましては、粉じん障害防止規則第2条第1項第3号の「特定粉じん作業」に係る業務に常時労働者を就かせるときは、当該労働者に特別の教育を行わなければならないと定められていますので、該当する労働者が必ず受講されますようご案内申し上げます。

なお、受講対象者は常時「特定粉じん作業」に係る業務（別紙の粉じん障害防止規則別表第2に掲げる作業）に従事する労働者ですが、主としてアーク溶接業務に従事する労働者も、じん肺新規有所見者の中で占める割合が高くなっていますので、この教育を受講するようお勧めします。

記

1. 日 時 平成30年10月16日（火）
午前9時30分～午後4時
（受付は午前9時15分開始）
2. 場 所 栃木商工会議所（栃木市片柳町2-1-46）
3. 受 講 料 会員事業場6,648円（非会員事業場7,648円）
内訳 受講料 6,000円 / テキスト代 648円
* 当協会の会員以外の方には、会員外手数料¥1,000が加算されます。
4. 申 込 締 切 平成30年10月9日（火） 定員50名
5. 申 込 先 一般社団法人栃木労働基準協会
（栃木市沼和田町20-25 Tel.0282-24-7758・Fax0282-25-3268）
受講申込書に受講料を添えて、当協会窓口にお申込み下さい。
FAX等でお申込みご希望の場合は、申込書の支払い方法を選択してください。
* 締切日後の受講取消による、受講料のご返金は出来ません。
6. そ の 他 ①修了証用の写真を当日撮影致します。
②車でお越しの際は、会館の道路を挟んだ北側駐車場をご利用下さい
③受付開始時間前の会場（商工会議所）への入場はご遠慮ください。
④昼食は各自ご準備下さい。（外出可）

粉じん作業特別教育

トンネル工事、解体工事、グラインダー作業など粉じん障害防止規則で定める特定粉じん作業に係る業務に従事する労働者に対し行う教育です。

【この特別教育の対象となる方】

建設、土木工事業

トンネル内での作業

鉱物等を動力により掘削、破碎、又はふるいわけを行う作業

鉱物等を車両系建設機械により積み込み、積み卸す作業

コンベアーへ鉱物を積み込み、積み下ろす作業 屋内での作業

鉱物等を動力により掘削、破碎、又はふるいわけを行う作業

一般製造業

屋内での作業

岩石又は鉱物を動力により裁断し、彫り、仕上げをする作業

鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力により粉碎しふるいわけを行う作業

研磨材を用いて動力により岩石、鉱物又は金属を研磨又は裁断する作業

その他

坑内でセメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素製品、アルミニウムを袋詰する作業

陶磁器、耐火物、珪藻土製品又は研磨剤の製造工程で屋内で混合又は動力で成型する工程

砂型を用いて鋳物を製造する工程において屋内で、型ばらし装置を用いて砂型を壊し又は動力により

砂を再生する作業

「粉じん障害防止規則別表第2」に掲げる特定粉じん作業（主なもの）

1. 坑内において、鉱物等を動力により掘削する箇所
2. 鉱物等を動力により破碎し、粉碎し、又はふるいわけする箇所
3. 鉱物等をずり積機等車両系建設機械により積み込み、又は積み卸す箇所
4. 鉱物等をコンベアー（ポータブルコンベアーを除く。以下同じ。）へ積み込み、又はコンベアーから積み卸す箇所（前号に掲げる箇所を除く。）
5. 屋内の、岩石又は鉱物を動力（手持式又は可搬式によるものを除く。）により裁断し、彫り、又は仕上げする箇所
6. 屋内の、研ま材の吹き付けにより研まし、又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所
7. 屋内の、研ま材を用いて動力（手持式又は可搬式によるものを除く。）により、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくははり取りし、又は金属を裁断する箇所
8. 屋内の、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉碎し、又はふるいわけする箇所
9. 屋内の、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所
10. 屋内の、粉状の鉱石又は炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する箇所
11. 屋内の、原料を混合する箇所
12. 耐火レンガ又はタイルを製造する工程において、屋内の、原料（湿潤なものを除く。）を動力により成形する箇所
13. 屋内の、半製品又は製品を動力（手持式動力工具によるものを除く。）により仕上げる箇所
14. 屋内の、型ばらし装置を用いて砂型をこわし、若しくは砂落としし、又は動力（手持式動力工具によるものを除く。）により砂を再生し、砂を混練し、若しくは鋳ばり等を削り取る箇所
15. 屋内の、手持式溶射機を用いなくて金属を溶射する箇所